

# 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要綱

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定又は法第60条の規定による更新については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）、三重県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年三重県規則51号。以下「細則」という。）、指定自立支援医療機関の指定について（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知。以下「課長通知」という。）及び自立支援医療の支給認定について（平成18年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）に定めるところによるほか、この要綱により行う。

## 1 指定の基準

知事は、県内に所在する自立支援医療（育成医療・更生医療）を担当する指定自立支援医療機関を指定する。（法第59条）

### （1）指定の対象

ア 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関（病院又は診療所）又は保険薬局（法第59条第2項第1号）

イ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（施行令第36条）

ウ 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）又は同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）（施行令第36条）

### （2）自立支援医療

ア 自立支援医療の種類（規則第36条）

（ア）育成医療（施行令第1条の2第1号）

障害児（身体に障害のある者に限る。）の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療

（イ）更生医療（施行令第1条の2第2号）

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（18歳以上の者であって身体障害者手帳の交付を受けた者。）の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療

イ 医療の種類（課長通知）

（ア）眼科に関する医療

（イ）耳鼻咽喉科に関する医療

（ウ）口腔に関する医療

（エ）整形外科に関する医療

- (オ) 形成外科に関する医療
- (カ) 中枢神経に関する医療
- (キ) 脳神経外科に関する医療
- (ク) 心臓脈管外科に関する医療
- (ケ) 心臓移植に関する医療
- (コ) 心臓移植後の抗免疫療法
- (サ) 腎臓に関する医療
- (シ) 腎移植に関する医療
- (ス) 小腸に関する医療
- (セ) 歯科矯正に関する医療
- (ソ) 免疫に関する医療
- (タ) 肝臓移植に関する医療
- (チ) 肝臓移植後の抗免疫療法
- (ツ) 上記医療に係る調剤
- (テ) 上記医療に係る訪問看護

(3) 審査事項（課長通知）

- ア 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。
- イ 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。
- ウ 病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- エ 体制、設備及び主として担当する医師・歯科医師及び管理薬剤師等は、別表1及び別表2に掲げる要件を満たしていること。

2 指定及び指定更新の申請（課長通知）

- (1) 指定を受けようとする保険医療機関等の開設者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

ア 保険医療機関（病院・診療所）

- (ア) 細則第14号様式 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（病院・診療所）
- (イ) （様式1-2）経歴書（主として担当する医師・歯科医師）
- (ウ) （様式1-3）自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要
- (エ) （様式1-4）研究内容に関する証明書（主として担当する医師・歯科医師）
- (オ) 臨床実績証明書等
  - a 腎臓に関する医療を主として担当する医師にあつては、（様式1-5）人

工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

b 小腸に関する医療を主として担当する医師にあつては、(様式1-6) 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書及び(様式1-7) 中心静脈栄養法等症例一覧表

c 肝臓移植又は肝臓移植後の抗免疫療法を主として担当する医師にあつては、(様式1-8) 肝臓移植等に関する臨床実績証明書

(カ) (様式12) 誓約書

(キ) 医師又は歯科医師免許証の写し

(ク) 保険医療機関指定通知書の写し

(ケ) その他知事が必要と認めるもの

イ 保険薬局

(ア) 細則第16号様式 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書(薬局)

(イ) (様式3-2) 経歴書(管理薬剤師)

(ウ) (様式3-3) 調剤のために必要な設備及び施設の概要

(エ) (様式12) 誓約書

(オ) 薬剤師免許証の写し

(カ) 保険薬局指定通知書の写し

(キ) 建物平面図

(ク) 写真

身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが確認できるもの(入り口、待合室、受付カウンター等患者が移動する部分の構造(段差の有無、スペース等)が確認できるもの。)

(ケ) その他知事が必要と認めるもの

ウ 指定訪問看護事業者等

(ア) 細則第18号様式 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書(指定訪問看護事業者等)

(イ) (様式12) 誓約書

(ウ) 保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の免許証の写し

(エ) 指定訪問看護事業者等指定通知書の写し

(オ) その他知事が必要と認めるもの

(2) 指定の更新を受けようとする保険医療機関等の開設者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

ア 保険医療機関(病院・診療所)

(ア) (様式9) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定更新申請書(病院・診療所)

(イ) (様式12) 誓約書

イ 保険薬局

(ア) (様式10) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定更新申請書(薬局)

(イ) (様式 1 2) 誓約書

ウ 指定訪問看護事業所等

(ア) (様式 1 1) 指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定更新申請書  
(指定訪問看護事業所等)

(イ) (様式 1 2) 誓約書

(3) 申請の際に、特段の申し出がない限り育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱う。育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望するものは、指定申請書にその旨明記しなければならない。(課長通知)

### 3 意見の聴取

知事は、次に掲げる事項については、あらかじめ三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の意見を聴いて行う。(三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・審査部会要領)

(1) 指定自立支援医療機関の指定及び指定自立支援医療機関の医師の変更を承認するに当たり、主として担当する医師の資格要件に関して地域の実情等を勘案する必要があると認める場合

(2) 指定自立支援医療機関の指定の取消しを行う必要があると認める場合

### 4 指定及び指定の更新

(1) 指定自立支援医療機関 (病院又は診療所) の指定は、1 の (2) のイに掲げる自立支援医療の種類ごとに行う。(法第 5 9 条第 1 項)

(2) 指定自立支援医療機関を指定するときは、原則として指定の決定がなされた月の翌月の初日をもって指定する。(課長通知)

(3) 知事は、指定自立支援医療機関を指定したときは、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定書 (様式 1 4) を申請者に交付する。

(4) 知事は、指定自立支援医療機関の指定の更新をしたときは、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) 指定更新書 (様式 1 4—2) を申請者に交付する。

(5) 知事は、指定自立支援医療機関の指定申請の却下を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

### 5 指定の更新

指定自立支援医療機関の指定は、6 年ごとに更新申請を行い、指定を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(法第 6 0 条第 1 項)

### 6 変更等の届出

(1) 指定自立支援医療機関は、次に掲げる事項に該当するときは、知事に届出なければならない。

ア 病院又は診療所

(ア) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に変更があったとき。(課長通知)

- a (様式2) 自立支援医療を主として担当する医師・歯科医師の変更届
- b (様式1-2) 経歴書(主として担当する医師・歯科医師)
- c (様式1-4) 研究内容に関する証明書(主として担当する医師・歯科医師)
- d 臨床実績証明書等
  - (a) 腎臓に関する医療を主として担当する医師にあつては、(様式1-5) 人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書
  - (b) 小腸に関する医療を主として担当する医師にあつては、(様式1-6) 中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書及び(様式1-7) 中心静脈栄養法症例一覧表
  - (c) 肝臓移植又は肝臓移植後の抗免疫療法を主として担当する医師にあつては、(様式1-8) 肝臓移植等に関する臨床実績証明書
- e 医師又は歯科医師免許証の写し
- f その他知事が必要と認めるもの
- (イ) 病院又は診療所の名称及び所在地に変更があつたとき。
  - (様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (ウ) 開設者の住所及び氏名又は名称に変更があつたとき。
  - (様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (エ) 標榜している診療科名(担当している指定自立支援医療と関係があるものに限る。)に変更があつたとき。
  - (様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (オ) 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名及び経歴
  - a (様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
  - b 氏名変更後の医師または歯科医師免許の写し
- (カ) 指定自立支援医療を行うために必要な設備の概要
  - (様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (キ) 診療所にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員
  - (様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (ク) その他必要な事項
  - (様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- イ 薬局
  - (ア) 管理薬剤師に変更があつたとき。(課長通知)

- a (様式4) 管理薬剤師の変更届
  - b (様式3-2) 経歴書(管理薬剤師)
  - c 薬剤師免許証の写し(氏名変更時は、氏名変更後の薬剤師免許の写し)
- (イ) 薬局の名称及び所在地に変更があったとき。  
(様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (ウ) 開設者の住所及び氏名又は名称に変更があったとき。  
(様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (エ) 調剤のために必要な設備及び施設の概要  
(様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (オ) その他必要な事項  
(様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- ウ 訪問看護事業所等
- (ア) 指定訪問看護事業所等の名称及び主たる事務所の所在地を変更したとき  
(様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (イ) 訪問看護ステーション等の名称及び所在地を変更したとき。  
(様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (ウ) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護又は訪問看護に係る指定居宅サービスに従事する職員の定数を変更したとき。  
(様式6) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定申請書記載事項変更届
- (2) 指定自立支援医療機関は、次に掲げる事項に該当するときは、知事に届け出なければならない。(規則第63条)
- ア 業務を休止、廃止又は再開したとき。  
(様式7) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 業務休止・廃止・再開届
- イ 処分を受けたとき。
- (ア) 医療法第24条、第28条又は第29条の規定による処分を受けたとき。
- (イ) 薬事法第72条第4項又は第75条第1項に規定する処分を受けたとき。
- (ウ) 健康保険法第95条又は介護保険法第77条第1項に規定する処分を受けたとき。
- (エ) 届出様式は任意様式とする。当該処分に関する通知書の写しを添付すること。
- (3) 指定自立支援医療機関が、法第65条の規定に基づき指定を辞退しようとするとき。(規則第64条)

(様式8) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定辞退届

- (4) 主として担当する医師又は歯科医師の変更を承認したときは、承認書(様式15)を届出者に交付する。
- (5) 主として担当する医師又は歯科医師の変更届の内容が適当でないと判断したときは、その旨を届出者に通知する。

7 指定等の関係機関への通知(部長通知)

知事は、次に掲げる場合は、市町、三重県社会保険診療報酬支払基金、三重県国民健康保険団体連合会及び県(育成医療及び更生医療の所管課等)に通知する。

- (1) 指定自立支援医療機関の指定又は指定の更新をしたとき。
- (2) 指定自立支援医療機関の名称又は所在地の変更があったとき。
- (3) 指定自立支援医療機関の指定の辞退があったとき。
- (4) 指定自立支援医療機関の休止、再開及び廃止があったとき。
- (5) 指定自立支援医療機関の指定を取り消したとき。
- (6) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の変更を承認したとき。

8 指定等の公示

知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示する。(法第69条)

- (1) 指定自立支援医療機関の指定をしたとき。
- (2) 指定自立支援医療機関の名称又は所在地の変更があったとき。
- (3) 指定自立支援医療機関の指定の辞退があったとき。
- (4) 指定自立支援医療機関の指定を取り消したとき。

9 指定台帳

知事は、指定自立支援医療機関台帳(様式16)を備え、必要な事項を記載するものとする。

10 雑則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。



別表 1 (保険医療機関)

種 類	体 制 及 び 設 備	医師又は歯科医師の要件	
		臨 床 実 績 等	研究・診療従事年数等
心臓脈管外科に関する医療	心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。		<p>1 指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。 但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する医師にあっては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。</p> <p>2 それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。</p> <p>※ 「適切な医療機関」とは、大学専門教室(大学院を含む)、医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさす。</p>
心臓移植に関する医療	移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。	心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。	
心臓移植後の抗免疫療法の	心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。	臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。	
腎臓に関する医療	血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。	血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。	
腎移植に関する医療	腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置(機器)を備えていること。	腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。	
免疫に関する医療	各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。		
中枢神経に関する医療		これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。	
小腸に関する医療		中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。	
歯科矯正に関する医療		これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。	
肝臓移植に関する医療	移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」(平成2年厚生労働省告示第63号)で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設	生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。	
肝臓移植術後の抗免疫療法	肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績のある施設との連携により肝臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設。	肝臓移植術後の抗免疫療法の臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。	
その他の医療			

別表2（保険薬局及び指定訪問看護事業者等）

種 類	体制及び設備	管理薬剤師又はその他職員の要件
保険薬局	<p>複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であること。</p> <p>また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。</p>	<p>十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。</p> <p>なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、1年以上の調剤実務経験のある薬剤師を有していること。</p>
指定訪問看護事業者等	<p>原則として、現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ指定自立支援医療機関療養担当規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。</p>	<p>適切な訪問看護等を行うために必要な職員を配置していること。</p>